

奉書元龜三七月廿五日

文のやうひろうして候へば、たうぬんまつ寺のとの國さ  
いくわう寺ぢうじしゆつせの事、御心え候。めでたく思  
ひまいらせ候。(職事)しきじはくわんしゆう寺頭辨にて候よし  
申とて候かしこ。

八月三日。山城智積院日悟等、河北郡本興寺成  
敗の條々追加を定む。

【本興寺文書】 河北郡

一五二八

雖事多、使僧仁申合候間端書不申。

就本興寺之儀、玉泉坊今度上洛候而、種々恣雖被申候、  
難分別申由候キ。所詮先師俊公僧正法度之御一書、日臺  
以來(日カ)、殊日逸被書置本文等無紛候。今以相替儀不  
可在之候。連署之趣披見申候。并音信物慥納候。菟も角  
も衆檀一味候て、本興寺相續專一候。猶從宿坊可被申  
候。恐々謹言。

八月二日

日 悟 在判

本興寺衆檀御中

【本興寺文書】

一五二九

在判

定追加條々

本興寺其外諸寺法度、如先規(日臺)、竊公以來并俊公被定置旨、  
今以不可有相違事。

京都本寺并本興寺同諸寺に、不依多少近代号佛供燈明  
祈祖師佛事田、或爲後世衆檀寄進之所お、弟子子孫等に  
惡人出來而、寄進物お稱我物、企競望相論之、恣申掠難  
澁之輩於在之者、本末共申合糺明之、任寺法可在成敗  
之事。

此節本興寺坊主職雖不相定、衆檀共縱内々互雖有遺恨、  
偏成水魚之思、萬事佛法興隆可有馳走之事。

右條々堅定訖。若於違犯之輩在之者、任宗旨法度可有  
其沙汰。仍衆儀(議)如件。

元龜三年申八月三日

月行支智積院  
日 悟 在判

相行事成圓坊

日 欽 在判

賀州  
本興寺衆檀御中

(立本寺日俊の定めたる成敗之條々は永正九年五月  
廿六日の條に見えたり。)

八月十九日。西方某、鳳至郡岩藏寺に燈明田を  
寄進す。

【石倉比古神社文書】 鳳至郡

一五三〇

永代きえん申田地之事

合參拾荊者

右末代晦日・廿八日・十八日ニ燈明田にきえん申處實正也。  
(通分)がいぶん御きねん、そくさいあんのん、あそんそんぢや  
う、御きねんのために候。仍爲後日きえん狀如件。

元龜三年

西方市

八月十九日

胤 在判

岩藏寺拾穀

(西方三郎が岩藏寺に百疋の田を寄進したることは  
永祿元年閏六月八日の條に見えたり。)

八月二十日。杉浦壹岐越中より、上杉謙信の出  
兵を金澤御坊の坪坂伯耆等に報じ、加賀南兩郡  
一揆の急援を求む。

【坪坂文書】

一五三一

輝虎出勢、一昨日十八日者新庄表山際ニ野陣仕、此方軍勢  
過半富山ニ在陣、其間及一里許相隔候。然處南兩郡者、  
上口江州表へ可有出陣由依被仰下、各被得其意之旨  
候。雖然上口之儀、敵陣程遠候之間、先々近被防御敵御  
理運之上者、四郡共上口に罷立可相働由、北兩郡・御兩  
寺以御同心如此候間、先々一刻も早々此表に出勢候様  
ニ、堅可被仰付候。彼敵如何様ニ雖相働、加勢之軍勢一  
同揉合、只以一戰可相果之由候之間、結句早果道此行  
ニ相極候。依之心懸次第ニ、一騎一騎宛成共早々可被懸  
付事、可爲肝要由可被仰付候。恐々謹言。